

令和8年度採用 中央区管理調整課

屋台対策指導員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和7年12月17日(水)から 令和8年1月16日(金)まで

2 募集内容

| | |
|--------|--|
| 職名 | 屋台対策指導員 |
| 採用予定人数 | 5人程度 |
| 職務の概要 | <p>① 中央区管内における屋台の設置状況の実態把握 ② 道路占用許可条件・基準等に違反しているかどうかの実態把握 ③ 道路占用許可条件・基準等に違反している屋台に対する指導監督 ④ 屋台の道路占用許可事務補助 等</p> <p>屋台対策指導員は、中央区管内の屋台営業者が、福岡市屋台基本条例等の関係法令を遵守しながら屋台営業を行うように、屋台を巡回して設置状況を把握するとともに、占用許可の条件等に違反していないか確認して、違反があれば、文書又は口頭で指導・監督する業務です。</p> <p>また、巡回終了後には日報作成等の事務処理等の業務をおこなっていただきます。</p> |
| 勤務地 | 福岡市中央区役所地域整備部管理調整課 (福岡市中央区大名二丁目5番31号 中央区役所3階) |
| 任用期間 | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募による再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。 |
| 受験資格 | <p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <p>(1)普通自動車運転免許を有する人(AT限定可) (2)パソコン(エクセル・ワード)の操作ができる人 (3)管内を巡回できる体力があり、指導監督業務に従事できる人 (4)上記任用期間を通じて確実に勤務に従事できる人</p> <p>2 次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2)福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込みがある)人</p> |
|--|---|

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

(1) 1次選考

応募書類をもとに書類審査をおこない、2次選考の対象となる方を選考します。

1次選考の結果は、応募者全員に書面で通知します。(1月26日頃発送予定)

※1月29日までに届かない場合はご連絡ください

(2) 2次選考

[試験日] 令和8年2月2日(月)～2月13日(金)のうちで、指定された日時。

(日時については、1次選考通過者に別途お知らせします)

[試験方法] 面接試験をおこないます

[試験会場] 福岡市中央区大名2丁目5番31号 中央区役所3階

2次選考の結果は、2次選考受験者全員に書面で通知します。(2月19日頃発送予定)

※合格発表は、令和8年2月20日(火)10時に福岡市ホームページに合格者の受験番号のみを掲示するとともに、詳細は、2次選考受験者全員に結果を郵送で通知します。

※ 選考結果について、電話による問い合わせにはお答えできません

4 合格から採用まで

(1)最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。

(2)候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。

(3)令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。

(4)地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヵ月(勤務日数が15日を満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 勤務日 | 週4日勤務(月曜日から日曜日のうち、シフト表により定める日) |
| 休日 | シフト表に定める勤務日以外の日、祝日・年末年始(12月28日から翌年1月3日) |
| 勤務時間・休憩時間 | 週の勤務時間:20時間 1日の勤務時間:原則、15時から21時まで、または16時から22時まで。年4回9時00分から15時00分まで、または11時00分から17時00分まで有り。(うち休憩時間:1時間) ※ただし、業務の都合上、曜日や勤務時間の割り振りの変更を行うことがあります。 |
| 報酬 | 月額133,986円から142,445円(地域手当相当報酬を含む。) ※採用日前10年間について、本市職員(会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む)として在職期間がある場合、その職歴に応じて、報酬月額を決定します。 |
| 期末手当 | 年2回(6月、12月)在職期間に応じて支給 |
| 交通費 | 条例、規則等に基づき別途支給(月55,000円まで) |
| その他諸手当等 | 給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当等が支給されます(その他、一定の条件のもと、退職手当の支給があります)。 |
| 休暇等 | 年次有給休暇(1年間に最大16日) 特別有給休暇あり。 |
| 社会保険 | 任用期間等に応じて健康保険(福岡市職員共済組合)、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。 |
| 公務災害 | 市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。 |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限) |
| その他 | ・報酬等支給日:毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日) ・採用までに關係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。 |

6 応募方法等

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和7年12月17日(水)から令和8年1月16日(金)まで ※消印有効 |
| 提出書類 | ①申込書 ②自動車運転免許証の写し。この他、資格・免許を有している方は、資格証等の写しを添付してください。 ③返信用封筒 ※110円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒(長形3号・第1次選考結果通知用)1部 |
| 提出方法 | ・下記の提出先に郵送又は持参 ※ 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、封筒の裏に住所・氏名を明記してください。 ※ 持参の場合は、期間中の月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで受け付けます。(土曜・日曜・祝日は閉所のため不可) |
| 提出先 | 〒810-8622 福岡市中央区大名二丁目 5 番 31 号 中央区役所3階 福岡市中央区役所 地域整備部管理調整課屋台対策係 |

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表日の翌週月曜日から1か月間(郵送による請求の場合は消印有効)、開示の請求を行うことができます。
※ただし、電話によるお問い合わせにつきましては、お答えできません。
- ・受験資格を満たしていないこと、提出書類の記載事項等において虚偽であることが判明した場合、受験及び採用資格を失うことがあります。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

<問い合わせ先>

福岡市中央区役所 地域整備部管理調整課屋台対策係

TEL (092)718-1086 ・ FAX (092)718-1079

〒810-8622 福岡市中央区大名 2 丁目 5 番 31 号